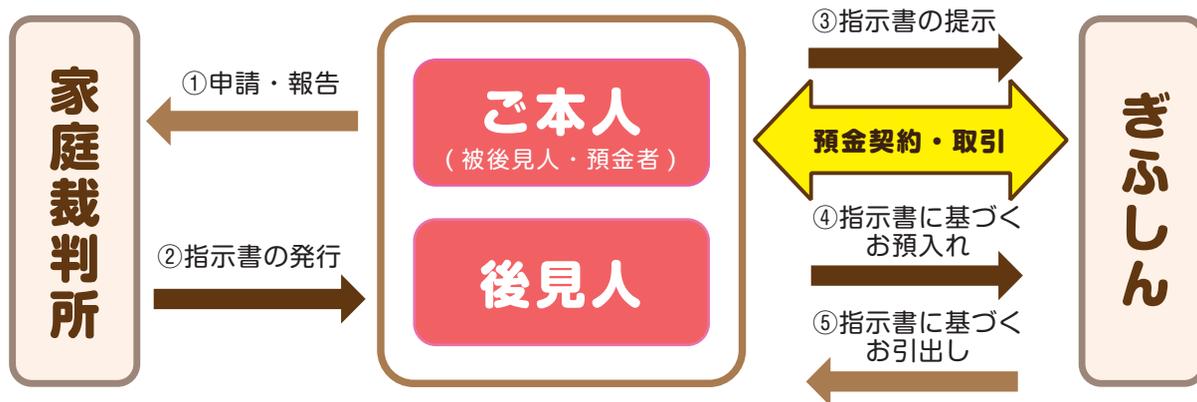


ぎふしん後見支援預金

後見制度をご利用の被後見人の財産を安全に保護・管理するため
家庭裁判所の「指示書」によって、後見人が利用できる普通預金です。

■ご利用いただける方	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方 ※管轄裁判所が岐阜家庭裁判所（本庁および各支部、各出張所）または名古屋家庭裁判所（本庁および各支部）の場合に限ります。
■預金の種類	普通預金
■適用金利	店頭表示の普通預金利率
■口座開設手数料	10,000円（税別） ※被後見人が当金庫で年金受取りの場合は5,000円（税別）
■口座管理手数料	年間3,000円（税別）※2年目以降
■お取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのお取引は、家庭裁判所の「指示書」に基づくお取扱いとなります。 ・口座開設店舗の窓口でのみお取扱いいたします。 ・ATMでのお取引はできません。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・各種料金等の自動支払いおよび給与、年金等の受取りはできません。 ・インターネットバンキングのご契約はできません。 ・マル優のお取扱いはできません。
■新規口座開設の際に必要な書類等	①家庭裁判所発行の指示書（原本） ②後見人のご本人確認資料 ③初回預入金（家庭裁判所の「指示書」記載金額と同額） ④登記事項証明書（後見登記にかかるもの・原本） ⑤後見人の実印及び印鑑証明書 ※お取引に実印以外のご印鑑を使用される場合はそのご印鑑もご持参ください。 すでに当金庫に後見人のお届けをいただいているお客さまは①②③と後見人の実印または使用印でお手続きが可能です。
■その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭にて説明書をご用意しております。 ・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ・平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）源泉分離課税が適用されています。

後見支援預金のイメージ図



※お取引の際は、必ず「指示書」およびお届けのご印鑑をご持参ください。

令和3年1月1日現在



すばらしい明日をつくる
岐阜信用金庫

お問合せは
ダイレクトバンキングセンター ムーミン支店
ムーミンババさん
☎0120-6388-03
携帯電話・PHSからは058-265-3800（通話料有料）
受付時間 平日9:00～19:00 土曜日9:00～17:00
（日・祝休日を除く）

「後見支援預金」口座開設の流れ

後見開始または未成年後見人の選任の申立て

申立人または後見人候補者による後見支援預金の利用申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

家庭裁判所が、後見人が後見支援預金の利用が
適していると判断した場合

預入する金額、定期送金の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の
報告書を提出します

※後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所が再検討します

後見支援預金口座の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した
場合は、「指示書」が後見人に発行されるので、「指示書」を持参して岐阜信用金庫で
口座作成の手続きをします

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

口座作成後速やかに、口座の写し等の資料を添えて報告してください

ぎふしんで年金をお受け取りいただくと

特典がいっぱい!

特典1 預金利率の優遇

特典2 貸金庫使用料の割引

特典3 お誕生日プレゼント

特典4 旅行・観劇会の開催

特典5 旅行などの割引優待

特典6 カルチャースクールの優待サービス

特典7 法律などの無料相談サービス

特典8 HOME ALSOKみまもりサポートの優待

※対象年金を公的年金(国民年金・厚生年金)および国民年金基金・厚生年金基金とさせていただきます。
(平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、共済年金は厚生年金に統一されました。基金につきましては、
ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。)